

農業用排水機維持管理事業の運用 新旧対応表（平成 29 年 3 月 24 日付け 農整第 883 号改定）

改 正 後	現 行
<p>1 事業目的 省略</p> <p>2 採択基準等 省略</p> <p>3 補助金の配分方法 岐阜県土地改良事業団体連合会を通じて、排水機場の実績に応じ配分する。 農業用排水機に係る維持管理費（電気料金、技術者経費、燃料費、運転手経費）のうち、農外効果（多面的機能）の発揮に必要となる経費を全体の <u>42.9%</u> とし、その経費の 30% を県が負担する。また、土地改良区管理の排水機場については、県負担以外の経費の <u>一部</u> を土地改良区支援を目的として県が負担する。県は、各排水機場に対して補助対象経費の負担割合以内の額を補助するものとする。ただし、事業主体事務費は別途計上する。</p> <p>※電気料金については基本料金及び使用料金とする。 ※維持管理費の対象期間について、年度内支払い分を対象とするため、当該年度の 4 月分～1 月分までの 10 ヶ月間分とする。</p> <p>（算出方法） 土地改良区 <u>: 維持管理費 × 0.429 × (30% + <u>30% + 40% × 0.5</u>)</u> = A [機場別] 市町村 <u>: 維持管理費 × 0.429 × 30%</u> = B [機場別] Σ A + Σ B = X [補助金] 予算額 = Y</p> <p>ア：X ≤ Y の場合 土地改良区補助金交付額 = A</p>	<p>1 事業目的 省略</p> <p>2 採択基準等 省略</p> <p>3 補助金の配分方法 岐阜県土地改良事業団体連合会を通じて、排水機場の実績に応じ配分する。 農業用排水機に係る維持管理費（電気料金、技術者経費、燃料費、運転手経費）のうち、農外効果（多面的機能）の発揮に必要となる経費を全体の <u>37.5%</u> とし、その経費の 30% を県が負担する。また、土地改良区管理の排水機場については、県負担以外の経費の <u>1/2</u> を土地改良区支援を目的として県が負担する。県は、各排水機場に対して補助対象経費の負担割合以内の額を補助するものとする。ただし、事業主体事務費は別途計上する。</p> <p>※電気料金については基本料金及び使用料金とする。 ※維持管理費の対象期間について、年度内支払い分を対象とするため、当該年度の 4 月分～1 月分までの 10 ヶ月間分とする。</p> <p>（算出方法） <u>[土地改良区]</u> 維持管理費 × <u>0.375</u> × (30% + <u>70% × 1/2</u>) = A [機場別] <u>[市町村]</u> 維持管理費 × <u>0.375</u> × 30% = B [機場別] Σ A + Σ B = X [補助金] <u>[予算額]</u> = Y</p> <p>ア：X ≤ Y の場合 土地改良区補助金交付額 = A</p>

市町村補助金交付額 = B
補助金交付額 = X

イ：X > Yの場合

$Y \div X = C$ [配分率]
土地改良区補助金交付額 = $A \times C = D$
市町村補助金交付額 = $B \times C = E$
補助金交付額 = $\Sigma D + \Sigma E = F$ $\leq Y$

4 その他
省略

市町村補助金交付額 = B
補助金交付額 = X

イ：X > Yの場合

$Y \div X = C$ [配分率]
土地改良区補助金交付額 = $A \times C = D$
市町村補助金交付額 = $B \times C = E$
補助金交付額 = $\Sigma D + \Sigma E = F$ [補助金](Y)

4 その他
省略